

## 防府市地域総合整備資金貸付要綱

令和7年4月18日制定

(目的)

第1条 この要綱は、市が金融機関等と共同して地域振興に資する民間事業活動を支援し、もって活力と魅力ある地域づくりの推進に寄与するために、一般財団法人地域総合整備財団（以下「財団」という。）の支援を得て民間事業者等に供給する無利子資金（以下「地域総合整備資金」という。）の貸付業務の実施に当たりその基準を定め、その業務の公正かつ円滑な運営に資することを目的とする。

(貸付対象費用)

第2条 貸付の対象となる費用（以下「貸付対象費用」という。）は次に掲げるものとする。

- (1) 設備の取得等に係る費用
- (2) 試験研究開発費等当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用（人件費、賃借料、保険料、固定資産税、支払金利、リース料をいう。以下同じ。）

(貸付対象事業)

第3条 貸付の対象となる事業（以下「貸付対象事業」という。）は、市長が策定した地域振興民間能力活用事業計画に位置づけられた民間事業者等による事業であって、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 公益性、事業採算性、低収益性等の観点から実施されるもの
- (2) 貸付対象事業の営業開始に伴い、事業地域内において1人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの。ただし、設備を更新する事業等であって、地域の産業・雇用政策等への寄与が大きいと認められる場合には、当該事業の営業開始後に雇用が維持される人数を、新たな雇用の確保が見込まれる人数とする。
- (3) 用地取得等契約後5年以内に事業の営業開始が行われるもの

2 前項に規定する事業のうち、次の各号に掲げる施設を整備する事業は原則として貸付対象から除外する。

- (1) 第三者に売却又は分譲することを予定する施設
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業及び同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用に供される施設  
(貸付対象者)

第4条 貸付の対象となる民間事業者等は、法人格を有する団体とする。

(貸付額)

第5条 貸付対象事業1件当たりの貸付額は、100万円以上とし、20億円を限度とする。

- 2 貸付対象事業1件当たりの第2条各号に規定する費用に対する貸付額は、当該貸付対象事業の各号に規定する費用から国庫補助金等の額を控除した額（ただし、用地取得費を第2条第1号に規定する設備の取得等に係る費用の3分の1を限度として同号に規定する費用に算入することができる。）の50パーセントを限度とする。
- 3 貸付対象事業1件当たりの第2条第2号に規定する費用に対する貸付額は、当該対象事業1件当たりの貸付額の総額の20パーセント（貸付対象事業が、試験研究開発用資産の取得等に係る費用及び当該資産の取得等に伴い必要となる付随費用のみを貸付対象費用とする場合又はソフトウェア開発事業若しくは情報処理・情報サービス事業である場合にあっては50パーセント）未満とする。
- 4 連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知）に基づき策定した山口県央連携都市圏域ビジョンの取組に関連して実施される貸付対象事業に係る第1項及び第2項の適用については、第1項中「20億円」とあるのは「30億円」とし、第2項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」とする。
- 5 1件当たりの貸付額は、100万円未満の端数をつけないものとする。

(貸付利率)

第6条 貸付利率は、無利子とする。

(貸付対象期間)

第7条 貸付対象期間は4年以内とする。

(償還期間等)

第8条 貸付金の償還期間は、20年（5年以内の据置期間を含む。）以内とする。

(償還方法等)

第9条 貸付金の償還方法は、元金均等半年賦償還の方法によるものとする。この場合において、半年ごとの償還額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は合計して最終償還期日に償還するものとする。

(債権の保全等)

第10条 市長は、貸付けに係る債権の保全及び回収の確保を図るため、民間金融機関等確実な保証人の連帯保証を徴するものとする。

(貸付けの方法)

第11条 貸付けは、証書貸付けの方法によるものとする。

(遅延利息)

第12条 借入人が貸付金の償還を怠ったときは、当該償還期日の翌日から支払日までの日数に応じ、当該償還金額につき年14パーセントの割合を乗じた金額の遅延利息を徴収するものとする。

(繰上償還)

第13条 借入人は、次の各号のいずれかに該当するときは、期限の利益を失い、借入金の全部を直ちに償還するものとする。

(1) 借入人若しくは保証人が支払いを停止したとき又は借入人若しくは保証人に関して破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき。

(2) 借入人若しくは保証人が手形交換所又は電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第2項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。

2 借入人は、次の各号のいずれかに該当する場合で、市長が請求したときは、期限の利益を失い、借入金の全部又は一部を直ちに償還するものとする。

(1) 借入人が、市長が定めた地域振興民間能力活用事業計画又は法令に反したとき。

- (2) 借入人が貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- (3) 借入人が貸付対象事業により取得した物件を他に譲渡等を行うこと又は貸付対象事業に係る営業の休止、廃止等を行うことにより、貸付けの目的が達成されることが困難になったとき。
- (4) 借入人が貸付対象事業に係る民間金融機関等からの借入金の全部又は一部を繰上償還したとき。
- (5) 借入人が貸付金の償還を怠ったとき。
- (6) 借入人がその他正当な事由なしに地域総合整備資金の貸付けに係る条件に違反したとき又は義務の履行を怠ったとき。
- (7) 借入人に関して他の債務のため仮差押、保全差押若しくは差押があったとき又は競売の申立てがあったとき。
- (8) 借入人が解散したとき。
- (9) 保証人が前3号に定める事由のいずれかに該当したとき。
- (10) 前各号に掲げるもののほか市において債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

(借入申請)

第14条 市から地域総合整備資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、地域総合整備資金借入申込書（第1号様式）及び事業計画書（第2号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に申込みを行わなければならない。

- (1) 事業者概要書（第3号様式）
- (2) 設備投資等及び資金調達計画書（第4号様式）
- (3) 年度別損益計画書（第5号様式）
- (4) 過去3期分の損益計算書及び貸借対照表
- (5) 地域総合整備資金貸付に係る意見書（第6号様式）
- (6) その他貸付審査に当たり必要な補足資料

(貸付けの決定)

第15条 市長は、地域総合整備資金の貸付決定に当たって、財団の実施する貸付対象事業についての総合的な調査・検討を参考とするものとする。

(貸付決定の通知等)

第16条 市長は、資金の貸付けを行うことを決定した申請者に対しては、地域総合整備資金貸付決定通知書（第7号様式）を交付し、貸付けを行わないことを決定した申請者に対しては、この旨を通知するものとする。

（借入申込内容等の変更）

第17条 貸付の決定を受けた申請者（以下「貸付予定者」という。）は、当該貸付の決定に係る借入申込内容等について変更を生じたときは、直ちに地域総合整備資金借入申込内容変更書（第8号様式）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の地域総合整備資金借入申込内容変更書の提出を受けたときは、財団の意見を徴するものとする。

3 第16条の規定は、第1項の地域総合整備資金借入申込内容変更書の提出を受けた場合に行う承認又は不承認について準用する。

（事情変更による決定の取消）

第18条 市長は、地域総合整備資金の貸付決定をした場合において、貸付決定を受けた申請者が法令に反する等その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、貸付決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により貸付決定を取り消すに当たって、財団の意見を参考とすることとする。

3 前条の規定は、第1項の処分をした場合に準用する。

（貸付金の交付）

第19条 貸付予定者は、地域総合整備資金の交付を受けようとするときは、市長と金銭消費貸借契約を金銭消費貸借契約証書（第9号様式）により締結するものとする。この場合において、当該契約の連帯保証人になるべき者は、市長に保証書（第10号様式）を提出しなければならない。

2 貸付金の交付は、金銭消費貸借契約締結の後、一括して、市長の指定する借入人名義金融機関口座への振込みの方法により行う。

3 貸付予定者は、貸付金を受領したときは、遅滞なく、領収書（第11号様式）を市長に提出しなければならない。

（貸付対象事業完了報告）

第20条 貸付金の交付を受けた者は、当該貸付金の交付を受けたことにより、貸付対象事業の実施に必要な費用の全額を支出したときは、当該費用の全額

を支出した日から起算して2週間以内に、地域総合整備資金貸付対象事業完了報告書（第12号様式）を市長に提出しなければならない。

（貸付金の管理）

第21条 市長は、貸付金の使途の確認又は貸付債権の確保を図るため、その償還が完了するまでの間、貸付対象事業の状況、借入人の信用状況等につき必要に応じて調査を行い、借入人に報告を行わせることができる。

（貸付け等に係る事務の委託）

第22条 市長は、法令に定めるところに従い、地域総合整備資金の貸付けに係る支出事務、徴収事務等を財団に委託するものとする。

（事務委託の手続き）

第23条 前条に規定する委託に際しては、市長は、財団と委託契約を締結する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

（離島振興対策実施地域における貸付額の特例）

2 令和15年3月31日までの間は、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する「離島振興対策実施地域」（第5条第4項に該当する場合を除く。）において実施される貸付対象事業に係る第5条第1項及び第2項の適用については、同上第1項中「20億円」とあるのは「24億円」と、同上第2項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」と読み替えるものとする。

第1号様式（第14条関係）

年 月 日

防府市長 様

郵便番号  
住 所  
申込者 名 称  
代表者名  
電話番号

㊞

地域総合整備資金借入申込書

防府市地域総合整備資金貸付要綱に基づき、地域総合整備資金を下記のとおり借り入れたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、申請にあたり、一般財団法人地域総合整備財団及び地方公共団体金融機構が下記借入に係る総合的な調査・検討を行うことを了承します。

記

- 1 貸付金の額 円（ 年度）
- 2 事業名  
（事業内容については、別添「事業計画書（第2号様式）」のとおり。）
- 3 借入希望条件
  - ① 借入希望時期 年 月
  - ② 借入希望期間 年 月（20年以内）
  - ③ 据置希望期間 年 月（5年以内）
- 4 連帯保証予定者名  
法人名

5 連絡先

	申込事業者	連帯保証予定者
所属名		
担当者名		
電話番号		
F A X		
E-Mail		

第2号様式（第14条関係）

事業計画書

(ふりがな) 事業名	
(ふりがな) 事業者名	
事業地	
設備の取得等の期間	着工・着手 年 月 日、完成 年 月 日
稼働予定年月日	年 月 日
貸付対象事業を含む全体事業の概要	
貸付対象事業の内容と当該事業者の事業展開戦略上の位置づけ	
敷地（開発）面積	m <sup>2</sup> （うち賃借面積 m <sup>2</sup> ） 建物構造
建物延床面積	m <sup>2</sup> （うち賃借面積 m <sup>2</sup> ）
雇用効果	新規雇用確保数 稼働時 人 うち直接雇用 稼働時 人、間接雇用 稼働時 人

第3号様式（第14条関係）

事業者概要書

（単位：百万円）

（ふりがな） 事業名	（ ）									
（ふりがな） 事業者名	（ ）（系列）－ （上場 証 部、 非上場）									
代表者名	略歴 （ 年 月生） 兼職									
役員										
資本金・基本財産	百万円					設立年月日				
従業員数	名					創業年月日				
本社所在地										
出資・出捐構成										
主要事業の概要										
主要仕入先						主要販売先				
部門別売上高推移	決算期（年/月）	／ 期（比率）	／ 期（比率）	／ 期（比率）	／ 期（比率）					
	1 対象事業部門（ ）	(%)	(%)	(%)	(%)					
	2									
	3									
	4									
	5									
	その他共合計									
損益状況	売上高	売上総利益	営業利益（同利益率）	経常利益	税引後利益	繰越利益	減価償却			
	／ 期									
	／ 期									
	／ 期									
今期見込										
財務状況 / 期	流動資産 （うち現預金）	（ ）	流動負債 （うち借入金）	（ ）	借入金残高 / 期	金融機関等	借入	長期	短期	
	固定資産		固定負債 （うち借入金）	（ ）						
	繰延資産		純資産							
	資産合計		（うち資本金）	（ ）						
特記事項等										
						その他				
						合計				

第4号様式（第14条関係）

設備投資等及び資金調達計画書

年度案件

事業名		事業者名					(単位:百万円)				
費用区分	所要額	支払いベース					備考				
		年度	年度	年度	年度	年度					
設備投資等内訳 貸付対象事業費	設備の取得等	用地取得費※ A									
		計 B									
	付随費用	人件費									
		賃借料									
		保険料									
		固定資産税									
		支払金利									
	リース料										
	計 C										
	計(B+C) D										
貸付対象外事業費	用地取得費※										
	消費税										
	計 E										
合計(D+E) F											
付随費用の比率(%) C/D×100											

資金区分	調達額	年度					備考	
		年度	年度	年度	年度	年度		
資金調達内訳 貸付対象事業費	借入総額	地域総合整備資金 G						保証料率 %
		民間金融機関等借入金						
		計 H						
	計(G+H) I							
	その他	補助金 J						
		借入金計						
		自己資金						
	その他( )							
	計 K							
	計(I+J+K) L							Dと一致すること
貸付対象外事業費	借入金計							
	自己資金							
	その他( )							
計 M								
合計(L+M) N							Fと一致すること	
融資比率(%) G/(L-J)×100								

※用地取得費は設備の取得等に係る費用総額の3分の1を限度として貸付対象事業費に算入可能

(第4号様式添付書類)

設備投資等及び資金調達計画書 付表

1 事業計画

項目	時期	項目	時期
土地取得(賃貸)	年 月		
土地造成(着工)	年 月	造成(完成)	年 月
工事契約	年 月	支払時期	年 月
〃	年 月	〃	年 月
〃	年 月	〃	年 月
着工時期	年 月	完成時期	年 月
営業開始時期	年 月		

2 許認可関連(不要の場合は「不要」と記入すること。)

項目	内容	許認可先	時期
開発許可 建築確認 環境アセスメント その他 ( )			

3 国・地方公共団体からの補助金(ふるさと融資対象案件が国・地方公共団体から補助を受ける事業の場合、以下に具体的に記入すること。)

補助者 \_\_\_\_\_ 補助金名 \_\_\_\_\_ 補助金額 \_\_\_\_\_ 百万円

補助者 \_\_\_\_\_ 補助金名 \_\_\_\_\_ 補助金額 \_\_\_\_\_ 百万円

補助者 \_\_\_\_\_ 補助金名 \_\_\_\_\_ 補助金額 \_\_\_\_\_ 百万円



第6号様式（第14条関係）

年 月 日

防府市長 様

連帯保証予定者 住 所  
名 称  
代表者名

⑩

地域総合整備資金貸付に係る意見書

が実施する 事業についての当 の意見  
は別紙のとおりです。

なお、 に対する債権保全のために、貴市に損失補償を要求する  
ことはありませんので、念のため申し添えます。

(第6号様式別紙)

項 目	意 見
1 事業者の業績及び業況	
2 本プロジェクトの妥当性	
3 総合所見	

第7号様式（第16条関係）

指令防商 第 号  
年 月 日

様

防府市長 ⑩

地域総合整備資金貸付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった標記資金の貸付けについては、下記のとおり貸付けを行うことを決定したので通知します。

（条件変更の場合）

年 月 日付けで申請のあった標記資金の借入内容変更については、下記のとおり貸付けを行うことを決定したので通知します。

記

- 1 貸付金の額 金 円也
- 2 貸付対象事業名 事業
- 3 貸付年度 年度
- 4 償 還 第1回 年 月 日 (金額 円)  
最終回 年 月 日 (金額 円)
- 5 連帯保証者 住 所  
法人名

(\*）貸付条件に変更がある場合には、当該事項に（変更後）と記入。

第8号様式（第17条関係）

年 月 日

防府市長 様

郵便番号  
住 所  
名 称  
代表者名  
電話番号

㊟

地域総合整備資金借入申込内容変更書

地域総合整備資金の借入申込内容（事業名）を下記のとおりに変更したいので、関係書類を添えて提出します。

記

1 変更箇所（該当する欄のみ記入）

項目	変更前	変更後
借入希望額	金 百万円	金 百万円
償還条件	第1回 年 月 日 (金額 円) 最終回 年 月 日 (金額 円)	第1回 年 月 日 (金額 円) 最終回 年 月 日 (金額 円)
連帯保証人	法人名	法人名
その他 ( )		

2 添付資料

設備投資等及び資金調達計画書（様式4-1）

第9号様式（第19条関係）

金銭消費貸借契約証書  
（本）



（以下「甲」という。）は、

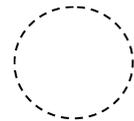
（以下「乙」という。）に対し、地域総合整備資金として後記要項記載の金員を貸し渡し、乙は、要項及び裏面記載の一般約款を承認のうえ、これを受領した。

この契約を証するため、本証書正本1通、副本1通を作成し、甲はその正本を乙はその副本をそれぞれ保有する。

年 月 日

甲

乙



（実 印）

要 項

金 額	金 円
使 途	<p style="text-align: center;">年 月 日付け                      地域総合整備資金貸付決定通知書記載の 事業                      (以下「貸付対象事業」という。)</p>
最終償還期日	年 月 日
償 還 方 法	<p style="text-align: center;">年 月 日を第1回とし、以降毎年 月 日及び                      月 日に各金 円を分割弁済のうえ、最終                      償還期日に残額完済のこと。</p>
利 率	無利子
特 記 事 項	

## 一 般 約 款

(資金の使用)

- 第1条** 乙は、誠実に貸付対象事業を実施し、この契約による借入金を貸付対象事業のみに使用する。
- 2 乙は、この契約による借入金を使用した場合には、その用途について経理上明らかにしておくとともに、貸付対象事業の進捗状況、貸付対象事業費の支払状況等について、甲の指示に従い、甲に報告する。
- 3 乙がやむを得ない理由により貸付対象事業計画を変更しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。

(資金の交付)

- 第2条** 甲は、この契約による金員の交付を甲の指定する乙の金融機関の口座に振込む方法によって行うものとする。

(債務の弁済)

- 第3条** 乙は、この契約による債務の弁済を甲の指定する金融機関に払い込む方法によって行うものとする。

(償還期日が休日等に当たる場合の特例)

- 第4条** この契約による償還期日が休日又は銀行休業日に当たる場合で、乙がそれらの日の次の銀行営業日に入金したときは、この契約による償還期日に入金したものとみなす。

(保証人の提供)

- 第5条** 乙は、この契約による甲の債権を保全するため、この契約を締結すると同時に、甲の承認する連帯保証人（以下「保証人」という。）を立てる。

- 2 乙は、甲から保証人の追加又は交替の指示を受けたときは、遅滞なく必要な手続きをとる。

(繰上償還)

- 第6条** 乙は、次の各号の一に該当するときは、期限の利益を失い、要項記載の償還期日にかかわらず、借入金の全部又は甲の指示する金額を直ちに繰上償還する。
- 一 乙若しくは保証人が支払いを停止したとき又は乙若しくは保証人に関して破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき。
  - 二 乙若しくは保証人が手形交換所又は電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第2項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
- 2 乙は、次の各号の一に該当する場合で、甲が請求したときは、要項記載の償還期日にかかわらず、借入金の全部又は甲の指示する金額を直ちに繰上償還する。
- 一 乙が甲の定めた地域振興民間能力活用事業計画又は法令に反したとき。
  - 二 乙が借入金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
  - 三 乙が貸付対象事業により取得した物件を他に譲渡等を行うこと又は貸付対象事業に係る営業の休止、廃止等を行うことにより、貸付けの目的が達成されることが困難になったとき。
  - 四 乙が貸付対象事業に係る民間金融機関等からの借入金の全部又は一部を繰上償還したとき。
  - 五 乙が借入金の償還を怠ったとき。
  - 六 乙がその他正当な事由なしに資金の貸付けに係る条件に違反したとき又は義務の履行を怠ったとき。
  - 七 乙に関して他の債務のため仮差押、保全差押若しくは差押があったとき又は競売の申立てがあったとき。
  - 八 乙が解散したとき。
  - 九 乙が暴力団員等（第13条に定義する。）若しくは第13条第1項各号の一に該当し、若しくは同条第2項各号の一に該当する行為をし、又は同条第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、乙との取引を継続することが不適切であると甲が判断したとき。
  - 十 保証人が前4号に定める事由の一に該当したとき。
  - 十一 前各号のほか甲において債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
- 3 前項の各号の一に該当する事由が生じたとき又はそのおそれがあるときは、甲の請求の有無にかかわらず、乙は、直ちに甲に報告する。
- 4 乙は、あらかじめ甲の承認をうけて、要項記載の償還期日にかかわらず、この契約による借入金の全部又は一部を償還することができる。
- 5 第2項第9号の規定の適用により、乙又は保証人に損害が生じた場合にも、甲に何らの請求をしない。また、甲に損害が生じたときは、乙又は保証人がその責任を負う。

(遅延利息)

**第7条** 乙は、この契約による借入金又は繰上償還金の償還を遅延した場合には、償還すべき金額に対しその遅延日数に応じ年14%の割合に当たる遅延利息を1年を365日とする日割計算により甲に支払う。

(弁済の充当)

**第8条** 乙がこの契約による債務の弁済として数個の給付をなすべき場合又は乙の甲からの借入金債務が他にもある場合において、債務の全部を消滅させるに足りない弁済がなされたときは、甲の定める順序・方法によって充当する。

(調査及び報告)

**第9条** 甲は、必要あると認めるときは、いつでも、乙の書類、帳簿、財産及び事業の状態について調査を行い又は報告を求めることができる。

2 乙又は保証人につき、住所、商号若しくは名称、代表者、届出印鑑その他甲に届け出た事項に変更があったときは、乙は、直ちに書面により甲に届け出る。

3 乙が前項の届出を怠ったため、乙又は保証人に対する甲からの通知・送付書類等が遅着した場合又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなす。

4 乙は、毎決算期ごとに、決算書類等を甲に提出するとともに、貸付対象事業に係る民間金融機関等からの借入金の償還状況について、甲に報告する。

5 乙又は保証人の資産若しくは事業の状況に重大な変化が生じたとき又はそのおそれがあるときは、甲の請求の有無にかかわらず、乙は、直ちに甲に報告する。

(公正証書の作成)

**第10条** 乙及び保証人は、甲が請求したときは、いつでも公証人に委嘱して、この契約による債務の承認及び強制執行の承諾ある公正証書の作成に必要な手続きをとる。

(費用の負担)

**第11条** 乙は、この証書の作成、前条による公正証書の作成その他この契約に関する一切の費用を負担する。

2 甲が権利保全のため乙に代わって前項の費用を支払った場合は、その費用に対し、乙は、甲の支払った日から年14%の割合に当たる損害金を1年を365日とする日割計算により甲に支払う。

(貸付けに係る事務の委託)

**第12条** 甲は、この契約による貸付けに係る支出事務、徴収事務等を一般財団法人地域総合整備財団に委託する。

(反社会勢力の排除)

**第13条** 乙又は保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

一 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

二 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

三 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

四 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

五 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 乙又は保証人は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。

一 暴力的な要求行為

二 法的な責任を超えた不当な要求行為

三 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて甲の信用を棄損し、又は甲の業務を妨害する行為

五 その他前各号に準ずる行為

(管轄裁判所)

**第14条** この契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、甲の主たる事務所を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

以上



年 月 日

## 保証書

防府市長 様

住所

法人名

代表者名

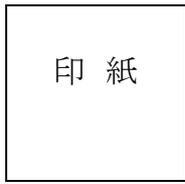
印  
(実印)

は、債務者  
年 月 日付け金銭消費貸借契約に基づき、  
記借入条件をもって借り受け負担する元本 金  
より下  
円及  
びこれに付帯する一切の債務を債務者と連帯し、債務者との保証委託契約の効  
力にかかわらず保証いたします。

### 借入条件

- 借入金額 金 円
- 最終償還期日 年 月 日
- 償還方法 年 月 日を第1回とし、以降  
毎 年 月 日及び 月 日  
に各 金 円を分割弁  
済のうえ、最終償還期日に残額完済のこ  
と。
- 遅延利息 年利14%

第11号様式（第19条関係）



# 領 収 書

年 月 日

防府市長 宛

住 所  
法人名  
代表者名

下記の金額正に領収いたしました。

金 額	
-----	--

ただし、 年 月 日付金銭消費貸借契約証書に基づく借入金

第12号様式（第20条関係）

年 月 日

防府市長 様

住 所  
法 人 名  
代表者名

印  
(実印)

地域総合整備資金貸付対象事業完了報告書

地域総合整備資金貸付対象事業（ 事業）が完了いたしました  
ので、以下のとおり報告いたします。

1. 新規雇用者確保数

	事業完了時期	営業開始時期	新規雇用者確保数
当初予定	年 月 日	年 月 日	
実 績	年 月 日	年 月 日	
備考 (差異が生じた理由)			

(注) 1 「当初予定」は、申請時の事業計画書に基づき記入して下さい。

- 2 「備考」欄は、「当初予定」と「実績」に差異がある場合に、その理由を記入して下さい。
- 3 用地取得等契約後5年以内に営業開始が行われていること。
- 4 雇用者確保数の記載要領は、ふるさと融資 Q&A の「雇用要件」の項ご参照。

2. 事業完了後の施設状況

別紙写真参照のこと